中　期　計　画

国立大学法人鹿児島大学

国立大学法人鹿児島大学の中期計画案

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【B１】学士課程において、「進取の精神」を涵養するため、平成31年度までに柔軟な学年暦に基づく教育プログラムを整備するとともに、アクティブ・ラーニング型授業を全授業科目の50%まで拡充し、その成果を評価・検証する。

【B２】大学院課程において、専門性を活かしつつ地球的課題に取り組むことのできる人材を育成するために、課題解決型学修（PBL：Problem Based Learning）等、多様な学修機会を平成31年度までに整備してその成果を評価・検証する。

【B３】平成27年度創設の「熱帯水産学国際連携プログラム」を確実に実施し、平成29年度中にプログラム共通規則において定めた評価基準に基づいて評価・検証を行い、以降の連携大学を増やすなど、拡大・充実を図る。

【B４】鹿児島の特色（島嶼、火山等）を活用し、自治体等との連携に基づいて把握した地域課題やニーズを踏まえ、地域志向意識を醸成し、地域課題解決の基盤となる汎用的能力の育成を図る「地域志向一貫教育カリキュラム」を平成30年度までに整備するとともに、その成果を基礎として、地元就職率向上を目指す「地域キャリア教育プログラム」を平成31年度までに整備し、本プログラムの受講者を年間150人以上に増やす。これらの人材育成にあたっては、試験結果や共通ルーブリックに基づくレポートやプレゼンテーションの評価、ポートフォリオ等のデータを収集・分析してその成果を評価・検証する。

【B５】全学一体的に地域活性化の中核的拠点としての社会的役割を明確にしたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを平成29年度までに再構築し、育成する能力が可視化されるようカリキュラムを見直し、カリキュラム・マップを完成させる。

【B ６】学生が自主自律的に学修する力と汎用的能力を身に付けられるよう、平成31年度までに円滑な高大接続を図ったうえで、初年次教育、共通教育、専門教育を目標達成型の一貫したカリキュラムとして整備し、その成果を評価・検証する。

【B７】単位の実質化を図るため、ルーブリック等、適正な成績評価を行う仕組みを整備したうえで、学生が自身の学修状況・成果を可視化し、講義・演習では、単位制度の規定に則って授業時間の２倍の時間外学修が行えるよう、制度や環境の整備を行う。

【B８】在学生や卒業生の要望、卒業生に対する社会からの評価を収集し、教育センター高等教育研究開発部及び担当教員を中心とした情報分析体制を平成30年度までに整備し、分析結果を大学全体で共有した上で具体的な教育改善策を実施する。

（２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【B ９】全教員を学長の下に一元管理するために創設した学術研究院制度に基づき、平成30年度までに教育センターを主担当とする教員を39人増員して教育センターを拡充し、平成27年３月に策定した「共通教育改革計画書」に基づく共通教育の実施体制を強化・充実する。さらに、教育センターの組織を見直し、「共通教育院（仮称）」を設置する。

【B10】教員の指導力向上を図るため、新任教員等に対する研修制度を立ち上げ、必要に応じて教育

学部や附属学校、教育センター高等教育研究開発部から教員を派遣し、カリキュラム開発や指導法、教育相談等に関する研修会を全教員に向けて定期的に開催し、平成 28 年度までに全専任教員の 75%以上の参加を達成する。

【B11】教員の教育改善への意欲を高め、教育の質向上を図るために、教育成果及び教員の教育業績を適正に評価する指標を平成 31 年度までに開発し、教員表彰制度等を導入する。

【B12】欧米水準の獣医学教育を実施するために、共同獣医学課程において教育体制の整備を進めるとともに、北海道大学、帯広畜産大学及び山口大学と連携して教育カリキュラムの改編と教育コンテンツの充実を図り、平成 32 年度に欧州獣医学教育認証を取得する。

【B13】教育関係共同利用拠点に認定されている２拠点について、附属練習船においては平成 27 年度に設置した教育部（教育士官）を活用し、また、高隈演習林については事業実施のための教職員を配置するなど、体制を整備・強化し、質の高い教育を提供するとともに、教育関係共同利用ネットワークの構築・調整等を通じて利用の効率化を進める。

（３）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【B14】正課及び正課外を問わず各分野で積極的に取り組む学生や、顕著な実績を上げた学生の支援の更なる充実を図るため、「進取の精神チャレンジプログラム」や学生表彰制度等の見直しを平成 28 年度中に行い、平成 30 年度までに新たな学生表彰制度を構築し、体系化する。

【B15】生活支援等に関する学生のニーズを学生生活実態調査、学長と学生との懇談会等を通して把握するとともに、平成 30 年度までに新たな学生の意向を把握するためのモニタリングシステムを構築するなど、生活、健康、ハラスメント等に関する相談・助言体制を拡充し、学生の自主自律的な学修と学生生活を支援する。

【B16】障害学生支援センターを中心に、保健管理センター及び各学部との連携を強化するため、学生支援に関わる「修学支援コーディネーター（仮称）」を各学部に配置し、「三者連携協議会（仮称）」を設置、障がいを抱えた学生や不適応学生等、多様な学生の支援体制を平成 30 年度までに整備する。

【B17】学生のボランティア活動を促進し、平成 30 年度までにボランティア登録者数 1,000 人体制を達成するとともに、学内ボランティア活動としてのピア・サポート制度等を拡充し、サポーターの増員を図りつつ、平成 30 年度までに全キャンパスにピア・サポーター体制を整備する。

【B18】全学的な就職支援事業を担う就職支援センターを中心に、県外の大手企業やグローバル企業、官公庁への就職支援に加え、県内企業限定の学内合同企業セミナーやインターンシップのマッチングフェア、県内企業の経営者や若手社員と学生の交流会を実施し、平成 33 年度までに年間延べ 100 社以上の県内企業・団体を学内に招くなど、県内への就職を促進するための取組を拡充する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【B19】学力の３要素等を踏まえ平成 29 年度までに現在のアドミッション・ポリシーをさらに明確化した上で、学力評価に加え、多面的・総合的評価による入学者選抜方法を平成 31 年度に整備し、平成 33 年度入学者選抜から実施する。

【B20】奄美群島・種子島・屋久島等の離島地域の活性化に資するため、当該地域において鹿児島大学説明会等を開催し、当該地域の志願者数（平成 27 年度 97 人）を平成 33 年度入学者選抜ま

でに 1.3 倍に拡充する。

【B21】平成 28 年度入学者選抜から導入する国際バカロレア入試を拡充するとともに平成 29 年度入学者選抜に外部英語試験を導入する。平成 33 年度までに国際バカロレア入学者をおおむね 10 名とするとともに全学部の一般入試・推薦入試Ⅱ（全募集人員のおおむね 95%）に外部英語試験を導入するなど、グローバル人材育成と多様な人材確保に対応した入学者選抜に取り組む。

【B22】平成 31 年度入学者選抜から高校専攻科修了生の編入学制度を導入するとともに、平成 33 年度入学者選抜までに順次募集単位を拡大し入学後に進路決定が可能な制度を導入する。

２　研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【B23】地域社会の課題解決につながる、島嶼、環境、食と健康、水、エネルギー等の研究、火山や地震等の防災研究、各分野の基盤研究を推進し、論文数、出版数、シンポジウム開催数、研究会等の開催実績等について、第２期中期目標期間と比較して第３期中にそれを上回るようにする。

【B24】国際水準の卓越した研究として、先進的感染制御（難治性ウイルス疾患、人獣共通感染症等）、生物多様性、先進的実験動物モデル（ミニブタ等）、天の川銀河、難治性がん等の研究を推進する。また、先進的感染制御研究の共同利用・共同研究拠点化を目指して国内外の研究機関との共同研究の増加等に取り組む。これらの研究については、インパクトファクターの高い学会誌等への論文掲載数、競争的外部資金の獲得状況、共同研究や国際共著論文数、マスコミ等での成果の公表実績等について、第２期中期目標期間と比較して第３期中にそれを上回るようにする。

【B25】機関リポジトリ、研究者総覧及び研究シーズ集を充実させて、教育研究活動により創造された成果を社会に広く公開し、共同研究・受託研究を推進する。また、知財セミナー等の啓発活動を充実し、保有する特許情報を効果的に発信するなど、ライセンス活動を強化することにより、知的財産権の保有ライセンス等契約数を、平成 33 年度までに平成 27 年度と比較して 1.2 倍に拡充するなど、事業化を促進し、研究成果を社会へ還元する。

（２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【B26】研究担当理事、学長補佐、URA(University Research Administrator)職員等から構成される URA 組織を活用して、学内の研究シーズの分析や評価を行い、新しく強みや特色となる研究分野の発掘、ピア・レビュー等による科研費や外部資金申請書の作成支援を行うなど、研究推進・支援を強化する。

３　社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【B27】「社会連携機構（仮称）」を中心に、全学として地域の防災、医療、観光、エネルギー、農林畜産業、水産業等の課題解決を図り、その活動成果を本学の教育に活かすとともに、自治体・企業との交流や共同・受託研究等を通じて地域社会に還元する。

【B28】かごしまルネッサンスアカデミー等の社会人教育に資する教育プログラムを整備・拡充するとともに、鹿児島環境学の研究成果や奄美群島拠点の活用等により、生涯学習の支援体制を充実する。

【B29】離島・へき地を多く抱える鹿児島県の学校教育に資するため、教員養成においては、鹿児島県新規採用教員の鹿児島大学占有率（小学校 50%以上、中学校 60%以上）及び大学院修了者の教員就職率（専門職課程 80%以上、修士課程 60%以上）の確保を目指し、複数免許を取得させ地域の課題にも対応できる実践的なカリキュラムへ再編する。また、教員研修においては、県内小中学校教員の複数免許取得者の割合を 50%以上とすることを目指し、教員免許法認定講習を拡充する。更に、第３期中期目標期間中に、新たな教育課題に対応するためのカリキュラムの見直しを行うとともに、附属学校園を通して地域に貢献する取り組みを行う。

【B30】「社会連携機構（仮称）」を中心に、食品・バイオ分野等の地域産業と大学との共同研究等を通して地域産業の創出及び育成を推進する。

４　その他の目標を達成するための措置

（１）グローバル化に関する目標を達成するための措置

【B31】グローバル化が進む社会で異なる地域や文化に対して理解ある人材を育成するために、意欲的な学生に対して授業時間外に外国語活用能力を高めるための学修の場として、ネイティブや異文化経験が豊かな教員等が運営に携わる「外国語サロン（仮称）」を平成 30 年度までに開設するなど、異文化理解に関する学修機会を拡充する。

【B32】理系大学院課程において、シラバス及び教員が作成する講義資料の英語化、柔軟な学年暦の整備等を進め、国際的通用性を向上させる。また、学部・大学院の課程において、外国語（英語）による授業科目を、平成 33 年度までに平成 26 年度と比較して 1.5 倍に拡充する。

【B33】グローバル社会を牽引する人材を育成するため、平成 28 年度に「グローバルセンター（仮称）」を設置し、海外研修、海外インターンシップ、派遣留学、ジョイント・プログラム、学内における留学生との協働教育等により、大学の国際開放度を高め、平成 33 年度までに海外へ派遣する日本人学生の数を平成 26 年度実績の 1.2 倍に増やす。

【B34】混住型学生寮の充実、協働学修担当教員の配置、入試情報等の大学広報の改善等、外国人留学生の受入れ支援体制を整備し、日本語・日本文化教育をはじめ留学生の多様なニーズに応える教育カリキュラムを質的・量的に拡充することで、平成 33 年度までに外国人留学生の数を平成 26 年度実績の 1.2 倍に増やす。

【B35】海外の学術機関等への教員の派遣や研究者交流を通じて国際共同研究を推進するなど、国際社会への貢献を図るとともに、教職員を対象とした国際的な研修企画を充実させ、平成 33 年度までに教職員の派遣数を平成 26 年度実績の 1.4 倍に増やす。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

【B36】病院再開発整備により病院機能を強化するとともに、県の地域医療構想（ビジョン）及び医療計画等を踏まえ、県内唯一の特定機能病院として高度医療を提供する。また、地域医療機関と連携し、県内各地域の住民が標準的ながんの専門治療を受けられる体制を整備し、医療における格差を是正するなど、県全体の医療の質の向上を図る。

【B37】質の高い医療安全・感染対策の再点検と機能強化を図る。医療安全においては、診療録作成のための教育の実施、インシデント報告推進及び分析の強化を行う。また、感染対策においては、感染制御部門における院内巡視等による病院職員の意識啓発や地域の基幹病院として地域全体の感染対策に取り組む。医療安全・感染対策研修会の受講率 100%の維持に努める。

【B38】医科と歯科を併設する本院の特性を活かし、周術期患者の口腔ケアの充実を図り、平均在院

日数の短縮等を目指す。また、医科病棟における歯科診療の実施等、医科と歯科の連携強化のためのシステムを構築する。

【B39】離島・へき地を有する鹿児島県の地域の特性に対応するため、患者年齢層と地域の疾患構成を分析し、それに基づき本院の診療体制を充実させるための整備や強化を行い、地域の基幹病院として地域医療に貢献する。

【B40】他分野・業種とも連携した、先進的な医療技術の研究開発と臨床応用を積極的に図るとともに、臨床研究を推進するため、国の指針等に基づいた体制の整備を進める。平成 31 年度に検査部・輸血細胞治療部の国際規格 ISO15189 の更新審査を受審する。

【B41】教職員がチーム医療において、各職種の高度な専門性を活かしその役割と責任を十分理解した上で能力を発揮するために、職種毎に認定及び専門資格取得のためのキャリア支援を実践する。薬剤部において各種認定・専門薬剤師を年２名程度育成する。看護部において、平成 29 年度までに認定分野３領域（手術看護、がん化学療法看護、認知症看護）について看護師２名程度、平成 30 年度までに認定分野３領域（慢性呼吸器疾患看護、糖尿病看護、乳がん看護）について２名程度の認定看護師育成を行い、平成 30 年度からは、特定看護師及び小児領域の専門看護師を育成する。また、本院看護部が構築しているキャリアパス形成のための各カリキュラムにおいて人材育成に取り組む。

【B42】院内の各部門においてスタッフの教育研修への参加や資格取得を積極的に支援する体制を整備する。また、地域や離島・へき地等で、講義・実習・実技指導等を実施することにより、実践的な経験を積み地域に貢献できる優秀な人材を育成する。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

【B43】教育現場が抱える教育課題や国の施策について実験的・先導的に取り組むために、「教育学部・附属学校 ICT 研究開発委員会（仮称）」等を設置し、ICT(Information and Communication Technology)を活用した教育活動の在り方等について研究を進めるとともに、研究内容の発表等を通して、公立学校の教育活動の充実に寄与する。

【B44】学部教員と附属学校園教員による共同研究を推進する組織体制を整備し、大学・学部教員と附属学校教員が日常的に連携を図りながら附属学校園を活用した実践的な研究開発を企画・推進し、県教委や県総合教育センターとの連携を強化しインクルーシブ教育システムの構築等に関する調査研究や共同研究等に取り組み、その成果を公開研究会等を通して広く地域の教育へ還元する。

【B45】新たに設置する教職大学院の中核的実践研修校化に向けて、今日的課題に応じた実習プログラムや、教務主任、研究主任、主幹教諭等、職能別実習プログラムを開発し推進するとともに、学年段階に相応しい教育実習の方法等について改善を図る。

【B46】学長の下に設置されている附属学校運営委員会等を中心に、大学・学部教員がより積極的に教育実習に関わることができるような体制を充実させるとともに、大学・学部と附属学校園が共同して研究方針に基づいた具体的な計画を立案・実施・評価する。

【B47】第２期中期目標期間に引き続き、初任者研修及び現職教員の研修の場としての研究公開を更に充実させるなどして公立学校教員の資質向上に寄与するとともに、附属学校園が教育委員会と連携して新規採用教員研修会等への協力、教員免許状更新講習の開催、各種研修会等への講師派遣の拡充を進める。

【B48】県教育委員会等の関係者を構成員に含めた「地域運営協議会（仮称）」を設置して、附属学

校園の運営に地域のニーズを反映させる。

【B49】附属学校運営委員会において、その使命・役割を踏まえた４附属学校園全体の将来像について、その規模も含めて検討するなどして、第３期中期計画に示した取り組みを通して附属学校園の更なる機能強化を図る。

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【B50】学長の権限と責任の下での意思決定システムを確立するために、構成員の増員等により経営協議会及び教育研究評議会運営体制の充実を図り、教授会等の役割分担を明確化するとともに、総括副学長の設置、高度専門職の創設等、学長を補佐する体制の強化・充実を行う。

【B51】トップダウンによる戦略テーマの決定や政策立案のための支援機能を強化するために、平成27年度に設置した学長戦略室を中心として、18歳人口動態、入学状況、在籍状況、卒業・就職状況、研究、社会貢献・国際化の状況、他大学の状況等のデータを戦略的に収集・蓄積・解析を行い、IR(Institutional Research)機能の充実を図る。

【B52】人的資源については、全教員を学長の下に一元管理する学術研究院の機能を活かし、教育研究組織の再編を見据え策定した教員人事管理基本方針に基づき、中長期的な教員人事計画を策定し、戦略的に配分するとともに、物的資源については、ミッションの再定義や機能強化に向けた取組及び教育研究環境の充実等に戦略的・機動的に配分する。

【B53】経営協議会、学長諮問会議に加え、経営協議会と教育研究評議会との合同懇談会の創設等、学外者との意見交換の機会を充実し、様々な学外者の意見や社会のニーズを大学運営に適切に反映する。

【B54】業務運営の改善、効率化及び透明性を確保するために、機能強化した監査・調査及び重要文書の回付等の監事機能を積極的に活用し､改善指摘事項等に関するPDCAサイクルを確立する。

【B55】優秀な人材の確保や教育研究の活性化を図るため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制を適用する教員を10%以上確保し、適切な業績評価体制を構築するとともに、混合給与制度やテニュアトラック制度等を導入するなど、更なる人事・給与システムの弾力化を図る。

【B56】構成員一人ひとりが個性と能力を発揮できる大学を実現するため、第２期中期目標期間の事業を継続しつつ、第３期では、次世代育成を目的とした就業環境等（規則・制度）を整備し、男女共同参画事業を積極的に推進する。また、研究者に占める女性の比率を平成32年度までに20.0%以上とするとともに、女性管理職の登用を積極的に推進し、女性の占める比率を役員は11.1%、管理職は13.0%以上を維持する。

【B57】女性・若手研究者の育成を図るために支援・助言等を行うアドバイザー制度を設けるなど、研究活動支援体制を拡充する。

２　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【B58】学長のリーダーシップの下、社会の変化に対応した教育研究組織作りや教育課程の編成及び学内資源の再配分を全学的な視点で柔軟かつ迅速に進めるため、新たな教員組織として創設した学術研究院制度を活用し、ミッションの再定義や地域の特色及び社会的ニーズ等を踏まえ、奄美群島拠点の拡充や食料の安定供給・安全安心に資する人材の育成等に向けた組織整

備を推進する。

【B59】法文学部については、地域ニーズや地域課題の把握に努め文系総合学部としての強みと特色を活かすために学科横断的科目の充実を図るとともに、理系の要素も取り入れた地域連携とグローバル化に対応した専門教育カリキュラムへと見直し、人文社会系学部へ再編する。また、人文社会科学研究科については、海外現地入試の拡大充実、英語による授業の整備、外国人留学生及び社会人を対象としたプログラムの整備、５年一貫コースの導入を図り、現在の博士前期課程の４専攻を再編成する。

【B60】教育学部については、教員に求められる資質・能力、並びに鹿児島県の教育の特殊事情に対する実践力を兼ね備えた教員養成の実現を目指すため、生涯教育総合課程の募集停止、及び学校現場で指導経験のある教員の割合を 20%確保して学校教育教員養成課程の改組を行う。また、鹿児島県教育委員会との連携のもと新たに教育学研究科の中に教職大学院を設置し、鹿児島県の教育に資する若手・中堅のスクールリーダーの養成を行う。更に修士課程における教員養成機能については、第３期中期目標期間中に検証・検討した上で、教職大学院に重点化を図る。

【B61】山口大学と鹿児島大学は、山口大学大学院連合獣医学研究科の理念と実績を継承しながら、欧米水準の獣医学教育認証に適合した共同学部教育に立脚した山口大学・鹿児島大学大学院共同獣医学研究科を平成30年4月に設置し、先導的研究の推進と世界先端的な獣医学研究者の養成を通じて国際水準の獣医学教育の発展と深化に取り組むとともに、高度獣医学専門家たる獣医療人を輩出して地域・国際社会の新たな獣医学的課題解決に貢献する。

【B62】地域活性化に繋がる研究力や社会貢献機能強化のため、「かごしま COC センター(COC:Center of Community)」をはじめとする学内共同教育研究施設等の機能を見直し、平成 29 年度までに「研究推進機構（仮称)」と「社会連携機構（仮称)」等に再編し、組織の効率化を図る。

３　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【B63】事務職員、技術職員の組織について、再編統合や一元化等、大学改革に柔軟かつ機敏に対応できる組織に再編する。また、高度な専門性を有するなどの多様な人材を確保し、必要な部署に適切に配置するために、人材育成システム「鹿児島大学モデル」を人事マネジメントシステムとして再構築する。

Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【B64】URA 組織がリーダーシップをとり、「研究推進機構（仮称)」や「社会連携機構（仮称)」等と協力して外部資金の獲得増に向け、新規研究プロジェクトの提案や申請に必要な支援等を行い、第２期中期目標期間と比較して第３期中に外部資金獲得件数を５％以上増加させる。

【B65】安定した財務基盤の確立のため、診療・サービスの向上に努め、病院収入を確保し自立的な経営を行う。また、大学が保有する物的・人的資源を有効活用し、その他の自己収入の一層の拡大に向けた取組を行う。

２　経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【B66】中期目標期間中における人件費の分析・シミュレーションを行い、全学的な人件費管理計画

を策定し、実施する。

【B67】競り下げ方式等の新たな調達方法の導入や契約方法の見直し等による業務の合理化･効率化、省エネの推進等により、経費の抑制を図る。

３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【B68】土地及び建物等の使用状況を定期的に点検し、活用を促進する。また、資金管理計画に基づき、有価証券・預貯金等による安全性に配慮した資金運用を行う。

【B69】教育関係共同利用拠点に認定されている２拠点について、附属練習船においては平成 27 年度に設置した教育部（教育士官）を活用し、また、高隈演習林については事業実施のための教職員を配置するなど、体制を整備・強化し、質の高い教育を提供するとともに、教育関係共同利用ネットワークの構築・調整等を通じて利用の効率化を進める。［再掲］

Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　評価の充実に関する目標を達成するための措置

【B70】教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化につなげるため、平成 29 年度までに現行の自己点検・評価制度の見直し・再構築を行う。また、全学的な教育研究活動等の状況を効率的・効果的に把握・集積する仕組みを整備するとともに、評価結果に応じたフォローアップに継続的に取り組む。

２　情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【B71】教育・研究・社会貢献等の成果を国内外に発信するために、戦略的な対象者別の広報活動の展開や、ホームページのスマートフォン対応、多言語対応等、多面的な広報活動を推進する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

１　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【B72】30 年後の長期的な視点に立ち機動的に対応するため、教育研究活動の基盤となる施設整備計画を定めた「キャンパスマスタープラン 2015」に基づき、機能的で質の高いキャンパス空間を創出するとともに、国の財政措置の状況を踏まえ、教育研究施設７棟の耐震化及び築 30 年以上の未改修建物の改善等を推進する。

【B73】インフラ長寿命化のために、平成 28 年度中に全体の行動計画を、平成 32 年度までに個別施設計画を策定し、保全業務等の一括契約によるコスト縮減、新たな整備手法等により施設等の適切な維持管理を推進する。また、新たな需要に対応するため、既存施設の有効活用を推進する。

【B74】附属病院再整備の計画的な推進及び、農学部 PFI 事業の（郡元）環境バイオ研究棟改修整備等事業を確実に推進する。

２　安全管理に関する目標を達成するための措置

【B75】事故等を未然に防止する意識を更に向上させるため、教育研修会等を実施し、リスク管理の意識向上に繋げ、管理体制を強化する。また、薬品管理システムで運用（管理）されていな

い高圧ガス等の安全衛生において管理すべきものについて、平成 32 年度までに薬品管理システムで管理し、事故防止対策の向上に取り組む。

【B76】学内の災害の防止と軽減を図るため、地域防災教育研究センターと協力して、防災教育、災害応急対応、災害復旧等の課題の抽出及び検討を行い、防災に係る教育計画を策定し防災教育を実施するなど、全学的な防災体制を充実する。

３　法令遵守に関する目標を達成するための措置

【B77】学内規則を含めた法令遵守の徹底と危機管理体制の充実強化を図るため、第２期中期目標期間での取組を継続しつつ、個人情報保護関係法令、情報公開関係法令、危機管理に関する啓発活動や研修会の内容の充実・実施回数の増、研修会を録画した映像研修の実施等、全学的にその取組を強化する。

【B78】研究活動上の不正行為や公的研究費の不正使用を防止するため、鹿児島大学における研究活動に係る行動規範、オーサーシップ・ポリシー、公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針について、教本やパンフレット等を作成し、講習会を実施する機会を増やすなどにより教職員や関係する学生に周知徹底する。また、外部資金の申請等には講習会への参加を義務付ける。更に法令遵守に関わる相談受付、助言等のための環境を整備する。

【B79】時代に即した情報セキュリティ機能を強化するために、サーバの脆弱性診断の実施、情報セキュリティ教育、IT 監査及び情報セキュリティインシデント対応業務等を充実する。

Ⅵ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額

3,916,185千円

２　想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

１　重要な財産を譲渡する計画

(1)　農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟3237、10,163㎡）を譲渡する。

(2)　農学部附属高隈演習林の土地の一部（鹿児島県垂水市海潟 3237、9,078 ㎡）を譲渡する。

(3)　農学部附属佐多演習林の土地の一部（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多大字馬籠 349、1,221 ㎡）を譲渡する。

(4)　霧島リハビリテーションセンターの土地及び建物（鹿児島県霧島市牧園町高千穂 3930 の 7、土地：18,140.28 ㎡、建物：5,147 ㎡）を譲渡する。

(5)　附属病院の土地（医学部A/敷地）の一部（鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目35番１号、2,342.57㎡）を譲渡する。

２　重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ　剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅹ　その他

１．施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財　源
・（医・歯病）病棟・診療棟（B棟） ・（医・歯病）基幹・環境整備 ・（郡元）小動物臨床獣医学研修センター新営 ・環境ﾊﾞｲｵ研究棟等改修施設整備等事業（PFI事業14-12～14） ・小規模改修 ・血液検査システム ・内視鏡画像統合管理システム	総額 9,016	施設整備費補助金　(1,679) 長期借入金　(6,660) 運営費交付金　(　245) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金　(　432)

（注１）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設･設備の整備や老朽度合等を勘案した施設･設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について平成２８年度以降は平成２７年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、設備整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金、運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

２．人事に関する計画

（１）学術研究院の機能を活かし、教育研究組織の再編を見据え策定した教員人事管理基本方針に基づき、中長期的な教員人事計画を策定し、人的資源を戦略的に配分する。

（２）優秀な人材の確保、教育研究の活性化及び更なる人事・給与システムの弾力化を進めるため、任期制、テニュアトラック制、公募制、年俸制及び混合給与制を推進する。

（３）男女共同参画事業を積極的に推進するとともに、女性研究者及び女性管理職の比率の向上を図る。

（４）人材育成システム「鹿児島大学モデル」を組織への貢献と職員個人のキャリア形成に資する人事マネジメントシステムとして再構築する。

（５）高度な専門性を有する人材等、多様な人材の確保及び他大学等関係機関との間で広く計画的な人事交流を行う。

（６）全学的な人件費管理計画を策定し、適正な人件費の管理に努める。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み　142,671百万円（退職手当は除く。）

３．中期目標期間を超える債務負担

（ＰＦＩ事業）

（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業

・事業総額：4,811百万円

・事業期間：平成１７年度～平成３０年度（１４年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標期間小計	次期以降事業費	総事業費
施設整備費補助金	272	272	272	－	－	－	816	－	816
運営費交付金	96	89	82	－	－	－	267	－	267

（注）金額はＰＦＩ事業契約に基づき計算されたものであるが、ＰＦＩ事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

（長期借入金）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金（（独）大学改革支援・学位授与機構）	546	650	831	831	844	901	4,603	10,081	14,684

（注）金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

（リース資産）

該当なし

４．積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

・教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

学部	法文学部　1,660人 教育学部　860人 （うち教員養成に係る分野860人） 理 学 部　740人 医 学 部　1,178人 （うち医師養成に係る分野658人） 歯 学 部　318人 （うち歯科医師養成に係る分野318人） 工 学 部　1,800人 農 学 部　820人 （うち獣医師養成に係る分野0人） 水産学部　560人 （うち水産教員養成に係る分野0人） 共同獣医学部　180人 （うち獣医師養成に係る分野180人）
研究科	人文社会科学研究科　74人 （うち修士課程　56人 博士課程　18人） 教育学研究科　76人 （うち修士課程　44人 うち専門職学位課程 32人） 保健学研究科　62人 （うち修士課程　44人 博士課程　18人） 理工学研究科　644人 （うち修士課程 572人 博士課程　72人） 農学研究科　0人 （うち修士課程　0人） 水産学研究科　0人 （うち修士課程　0人） 農林水産学研究科　202人 （うち修士課程 202人） 医歯学総合研究科　220人 （うち修士課程　20人 博士課程 200人） 臨床心理学研究科　30人 （うち専門職学位課程 30人） 共同獣医学研究科　24人 （うち博士課程 24人） 連合農学研究科　69人 （うち博士課程 69人）

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１．予算

平成28年度～平成33年度　予算

大学等名　国立大学法人鹿児島大学

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
運営費交付金	92,301
施設整備費補助金	1,679
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	432
自己収入	165,246
授業料及び入学料検定料収入	38,518
附属病院収入	121,929
財産処分収入	0
雑収入	4,799
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	14,704
長期借入金収入	6,660
計	281,022
支出	
業務費	247,900
教育研究経費	135,618
診療経費	112,282
施設整備費	8,771
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	14,704
長期借入金償還金	9,647
計	281,022

［人件費の見積り］

中期目標期間中総額142,671百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人鹿児島大学役員退職手当規則、国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則及び国立大学法人鹿児島大学非常勤職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

［運営費交付金の算定方法］

○　毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

Ⅰ〔基幹運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。Ｄ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＤ（ｙ）。

- 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。Ｅ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＥ（ｙ）。

- 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第３期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。Ｉ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＩ（ｙ）。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。Ｋ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＫ（ｙ）。

運営費交付金 ＝ Ａ（ｙ）＋ Ｂ（ｙ）＋ Ｃ（ｙ）

１．毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

Ａ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ）＋ Ｅ（ｙ）＋ Ｆ（ｙ）－ Ｇ（ｙ）

（１）Ｄ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ－１）× β（係数）

（２）Ｅ（ｙ）＝｛Ｅ（ｙ－１）× α（係数）｝× β（係数）± Ｓ（ｙ）± Ｔ（ｙ）
＋ Ｕ（ｙ）

（３）Ｆ（ｙ）＝ Ｆ（ｙ）

（４）Ｇ（ｙ）＝ Ｇ（ｙ）

Ｄ（ｙ）：教育研究等基幹経費（①）を対象。

Ｅ（ｙ）：その他教育研究経費（②）を対象。

Ｆ（ｙ）：機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

Ｇ（ｙ）：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

Ｓ（ｙ）：政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

Ｔ（ｙ）：教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

Ｕ（ｙ）：教育等施設基盤調整額。
施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

２．毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

Ｂ（ｙ）＝ Ｈ（ｙ）

Ｈ（ｙ）：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

３．毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

Ｃ（ｙ）＝｛Ｉ（ｙ）＋ Ｊ（ｙ）｝－ Ｋ（ｙ）

（１）Ｉ（ｙ）＝ Ｉ（ｙ－１）± Ｖ（ｙ）

（２）Ｊ（ｙ）＝ Ｊ（ｙ）

（３）Ｋ（ｙ）＝ Ｋ（ｙ－１）± Ｗ（ｙ）

Ｉ（ｙ）：一般診療経費（⑦）を対象。

Ｊ（ｙ）：債務償還経費（⑧）を対象。

Ｋ（ｙ）：附属病院収入（⑨）を対象。

Ｖ（ｙ）：一般診療経費調整額。
直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

Ｗ（ｙ）：附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α（アルファ）：機能強化促進係数。△1.1%とする。
第３期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β（ベータ）：教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注）施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注）自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注）産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注）業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注）産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注）長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注）上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は１とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、０として試算している。また、「政策課題等対応補正額」　については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

２.収支計画

平成28年度～平成33年度　収支計画

大学等名　国立大学法人鹿児島大学

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	271,040
経常費用	271,040
業務費	243,358
教育研究経費	27,734
診療経費	58,201
受託研究費等	7,512
役員人件費	1,420
教員人件費	72,287
職員人件費	76,204
一般管理費	7,515
財務費用	1,038
雑損	0
減価償却費	19,129
臨時損失	0
収入の部	271,296
経常収益	271,296
運営費交付金収益	89,451
授業料収益	30,692
入学金収益	4,438
検定料収益	950
附属病院収益	121,929
受託研究等収益	7,512
寄附金収益	6,516
財務収益	70
雑益	4,729
資産見返負債戻入	5,009
臨時利益	0
純利益	256
総利益	256

注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注）純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

３.資金計画

平成28年度～平成33年度　資金計画

大学等名　国立大学法人鹿児島大学

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	284,370
業務活動による支出	250,873
投資活動による支出	20,502
財務活動による支出	9,647
次期中期目標期間への繰越金	3,348
資金収入	284,370
業務活動による収入	272,251
運営費交付金による収入	92,301
授業料及び入学料検定料による収入	38,518
附属病院収入	121,929
受託研究等収入	7,512
寄附金収入	7,192
その他の収入	4,799
投資活動による収入	2,111
施設費による収入	2,111
その他の収入	0
財務活動による収入	6,660
前中期目標期間よりの繰越金	3,348

注）施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。